

Title	西独の「弁護士要領基準」(弁護士倫理)について：解題と翻訳
Sub Title	"Grundsätze des anwaltlichen Standesrechts" in BRD
Author	石川, 明(Ishikawa, Akira)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.56, No.4 (1983. 4) ,p.53- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19830428-0053">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19830428-0053</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 西独の「弁護士要領基準」(弁護士倫理)について

— 解題と翻訳 —

石川 明

## 解題

我が国においては、昭和三〇年三月一九日日本弁護士連合会が制定した「弁護士倫理」規程がある。右の「弁護士倫理」は、「弁護士の有する地位と使命」とに鑑み、弁護士自らの努力実践によつて、弁護士の品位をたかめ、社会の弁護士に対する信用を増大すると同時に、司法の健全な発達に寄与することを目的として、昭和二八年夏、日本弁護士連合会にその制定委員会を設け、故郷沢総明博士を委員長として審議をかさね、同三〇年に制定をみるに至つたものである。」(昭和四六年二月日本弁護士連合会弁護士倫理解説書起草委員会「弁護士倫理解説書草案」一頁)。右の「弁護士倫理」につき、日本弁護士連合会は弁護士倫理解説書起草委員会を設け、司法修習生の弁護士修習課程の教材として司法研修所の要望にこたえて、解説書作

成作業を進め、その討議の結果まとめられたのが、「弁護士倫理解説書草案」である。(前掲一頁)。しかしながらこの草案は、弁護士倫理に関する日本弁護士連合会の統一見解でもないし、またその公権的解釈を示すものでもない。さらに右、「弁護士倫理」それ自体が、解釈の方法によつては弁護士活動を不当に制限する危険がないわけではないこと、単に道徳なのか又は違反が懲戒事由になるのか問題であることなど、多くの問題点を含むものである(前掲一頁)。そこで、近時右「弁護士倫理」の再検討・改訂の必要が唱えられている。ここに、そのための比較法的資料として、西独の「弁護士要領基準」を訳出し、参考に供するものである。

なおこの翻訳をなすにあたり二つの点を注記しておきたい。第一に、私は共訳で近く西独「連邦弁護士法」の翻訳を発表する予定であるが、ここに同法一七七条二項二号を掲げておく。すなわち、一

七七条は、連邦弁護士会の使命を規定するものであり、その第二項は法律上の使命を各号列挙している。第二号は「弁護士職の執行の問題に関する一般的解釈を基準として確定すること」としている。第二に、一九八〇年に民事訴訟法の訴訟救助の規定が改正され、制度は、受救権(Armenrecht)から訴訟費用援助(Prozesskostenhilfe)へと改正された。ここに訳出した基準は右の改正前の受救権時代のものであつて、そのことは、五七条以下をみれば明らかである。本基準は未だ、右の改正にあわせて改正されていない。

## 弁護士要領基準

(Grundsätze des anwaltlichen Standesrechts)

——連邦弁護士法一七七条二項二号による基準——

(一九七三年六月二日連邦弁護士会制定、一九七七年八月一日現在)

### 序

#### I 総則

II 裁判所及び官庁に対する態容

III 他の弁護士に対する態容

IV 権利追求者に対する態容

V 手数料

VI 無資力者事件と義務的弁護

VII 刑事事件の特殊性

VIII 実務

附録 I

附録 2

### 序

(1) 弁護士は司法の独立の機関である。弁護士はあらゆる法律事件において有資格者たる独立の助言者であり代理人である。弁護士は自由な職務を行う。弁護士の職務は営業(Gewerbe)ではない(連邦弁護士法一条〜三条)。

(2) 弁護士は法に対する自己の責任を常に自覚していなければならない。

(3) 弁護士の要領基準(Standesrecht)はドイツ弁護士会の内部で生成されてきた。連邦弁護士法はこの点に関する基本的規定を定めている。基準はこの点に関して名誉裁判所の判例にも表現され、現在通用すべき身分の構成を具体的に示すものである(連邦弁護士法一七七条二項二号参照)。しかしこの基準は完結的なものではない。

(4) 基準は弁護士をしてその行為に対する責任から解放するものではない。その際弁護士は基準の文字にはなくむしろその意味に従わなければならない。

(5) 各弁護士は要領基準を認識していなければならない。弁護士はその不知を援用することはできない。

(6) 弁護士会理事会は弁護士に義務づけられた義務の履行を監督する(連邦弁護士法七三条三項四号参照)。弁護士会理事会は問い合わせに対して弁護士の要領基準上の解答を与える(連邦弁護士法七三条二項一号参照)。

(7) 国家間の法取引については付録に再録した国際的要領基準の原

則を遵守することが望ましい。

## Ⅰ 総 則

### 第一条 一般的職務義務

- (1) 弁護士は、その職務を誠実に執行しなければならない（連邦弁護士法四三条一項）。弁護士は、自らに託された（anvertraut）諸利益を公正に（sachlich）代理しなければならぬ。
- (2) 弁護士はいかなる不正な手段をも使用してはならない。
- (3) 弁護士は職業の内外において弁護士の地位が必要とする尊敬と信頼に値することを自ら示さなければならぬ。
- (4) 弁護士は、要領基準に違反する行為をしてはならない。

### 第二条 宣伝禁止（Werbeverbot）

- (1) 事件の勧誘は弁護士職にふさわしくない。弁護士に禁止された宣伝は他の方法によつてもこれをしてはならない。
- (2) 裁判所への登庁にいたり、新聞・ラジオ・テレビとの接触にいたり、弁護士は自ら宣伝をなしその処理した事件をセンセーションに目立たさせる態度を避けなければならない。

### 第三条 社会的活動

- (1) 弁護士は文筆家として、講演者として又はあらゆる他の方法で社会的に活動する場合にもその職業の表示を利用することができぬ。この場合弁護士は公正（sachlich bleiben）であらねばならず、その弁護士活動に対する宣伝の外観はこれを避けなければならぬ。

西独の「弁護士要領基準」（弁護士倫理）について

- (2) この種の活動が弁護士活動の領域外のものであるときは、弁護士の尊厳を害さないように注意しなければならない。

### 第四条 許されない法律事務の取扱い（Rechtsbesorgung）

- (1) 弁護士が許されない法律事務の取扱いに協力することは許されない。

- (2) 特に弁護士は法律知識を提供するにあたり、たとえ相談時間中であつてもまたは一般人からの質問に対する解答によつてであつても、新聞・ラジオ・テレビを利用することは許されない。

### 第五条 無資力者（Minderbemittelte）の法律相談への協力

弁護士は弁護士会の施設において無資力者への助言に協力する義務を有する。この場合無資力者は一人の弁護士によつてのみ代理させるかもしくは右弁護士の一般代理人によつて（連邦弁護士法五三条）代理させることができる。

### 第六条 証人に対する発問と相談（Beratung）

- (1) 義務にかなつた事実の解明・相談・代理のために必要であるとき、弁護士は証人として予定されている者に、裁判外において、その知見につき質問することができる。

- (2) 弁護士は、この者にその権利及び義務につき教示し且つ助言することができる。

- (3) この種の質問について記録（Anzeichnung）を作成し、被質問者の書面による陳述に署名させることが許される。弁護士は証人に反論するために裁判上のあるいは官庁の手続において、その種の記録を使用することが許される。しかしながら、たとえばその証人が

証拠保全の方法において又は当該手続において陳述をすることができない例外的場合にかぎり、弁護士は記録自体を裁判所又は官庁に提出することができる。

(4) 弁護士は説明が法律上許されている種類の訴訟手続にかぎり、宣誓にかわる保証を採用し、もしくは利用することができる。弁護士は、その採用にあたり真実義務と誤った宣誓にかわる保証の提出の効果を摘示しなければならない。

(5) すべての場合に不適法な影響なる外観はこれを回避しなければならない。

#### 第七条 秘密の会話録音

(1) 会話につき对话者に秘密に録音機による録音を権限なく作成すること(刑法二〇一条参照)又は会話を第三者によつて秘密に盗聴させることは要領基準違反である。電話による会話についても同じである。

(2) 弁護士は、止むを得ざる理由がある場合にかぎり、自らの自由になる、秘密に準備された録音機による録音を、綿密な法律的利益及び義務の考量に従つて、証拠方法として、提供もしくは使用することが許される。

#### 第八条 依頼人の指図と要領基準

依頼人の指図は要領基準違反を正当化するものではない。

### II 裁判所及び官庁に対する態度

#### 第九条 裁判所に対する態度

(1) 弁護士の裁判所に対する態度は同権的司法機関 (eines gleichberechtigten Organs der Rechtspflege) という地位にふさわしいものでなければならぬ。

(2) 不正な方法により裁判官の裁判に圧力をかけること、とりわけ法律上判決への影響を行使しえない機関 (Gehlen) を頼むこと、又は裁判官をその判決を理由にして公けにけなすことは要領基準違反である。

#### 第一〇条 官庁に対する態度

(1) また官庁に対する弁護士の態度のなかで弁護士は自らが司法の一機関である旨に注意しなければならない。

(2) 公正 (Sachlichkeit) の要請は官庁に対する関係でも適用される。

#### 第一条 法服 (Anstracht)

弁護士は法廷においては法服を着用する義務を負う。

#### 第二条 職権送達 (Amtliche Zustellungen)

略式の職権送達にあたり、その送達すべき書類を受領すること、そして日付つき受領通知を遅滞なく交付することは要領基準上の義務である。適法でない送達にあたり弁護士が必要な協力を拒む場合には弁護士はその旨を差出人に遅滞なく通知しなければならない。

#### 第三条 記録の謄本 (Abschriften) 及び複写 (Ablichtungen) の作成

弁護士は弁護士に閲覧の為に交付された記録につき謄本か複写を作成し又は作成させる権限を有する。法律事務所の外でなす複写は

裁判所の特別の許可を条件として弁護士監督の下に又は信頼できる受託者の監督の下でのみ許される。但し、記録の内容を無権限者が知ることが排除されている場合に限る。弁護士は特にネガが保全されることに配慮しなければならない。

#### 第一四條 記録の公示 (Bekanntgabe)

記録内容の公示は、手続外の目的のために濫用されるおそれがある限り、中止されなければならない。

#### 第一五條 記録及びその抄本 (Aktenauszüge) の交付 (Aus-händigung)

(1) 弁護士の協力者以外の者に対する記録の原本の交付はこれを許さない。これは弁護士事務所内部における一般的な記録の交付 (überlassen) に関して、また全く同じである。

(2) 依頼人、その法定代理人、依頼人との意思疎通のために関与した者 (例えば通訳)、および弁護士の委任を受けた鑑定人に対する、その記録、場合によつては付属文書の謄本又は複写の交付については、原則としてこれを許す。この種の謄本又は複写の他の者への交付は、これらの者自身がこの文書閲覧権を持つ限りにおいて許される。弁護士は、謄本や複写を与えてよいか否か、どの程度まで与えてよいか、という問題点の検討にあつて、事件の全体的状況および手続の目的を斟酌しなければならない。

#### 第一六條 記録閲覧権の制限

弁護士の記録閲覧権が法規により制限されている範囲内で、あるいは弁護士に記録を交付すべき機関の規則によつて適法に制限され

ている範囲内では、依頼人及びその他の者に記録の知見を与える場合にも弁護士はこの制限を考慮しなければならない。

### III 他の弁護士に対する態容

#### 第一七條 弁護士会に対する義務

(1) 監督事件と抗告事件 (Aufsichts- und Beschwerdesache) において、弁護士は弁護士会理事會へ、あるいは受命理事 (einem beauftragten Mitglied des Vorstands) にただちに情報を提供しなければならない、且つ要求に応じて手持記録 (Handakten) を提出しなければならない。但し、弁護士がそれによつてその守秘義務違反になる場合はこの限りではない (連邦弁護士法五六条一文参照)。弁護士はこの場合そもそも守秘義務が存在するか否かを慎重に検討しなければならない。

(2) 弁護士は訊問のために呼出されたときは、弁護士会理事會もしくは受命理事のものに出頭する義務を負う。

(3) 弁護士は以下の事項を理事會に自ら (unaufgefordert) 遅滞なく届け出なければならない。

1、弁護士会費 (die Bemessung des Kammerbeitrags) または生活保護給付の支払い (die Leistung von Fürsorgezahlung) につき重要と思われるとき及びその限りにおいて身上 (Personenstand) に関する変更

#### 2、事務所及び住居の場所の変更

3、パートナー制 (Societät) の結成または解散、その他共同の

職務執行あるいは共同事務所設置のための提携

4、雇用関係またはこれに類似の業務関係の成立

5、判事または公務員への継続的又は一時的転向(Verwendung)

6、公職の引受け

雇用契約書、業務契約書は理事会の要求があればこれを提出しなければならぬ。

(4) 弁護士会会費と割当金(Umlage)の期限どおりの支払いは、弁護士会総会によつて創設された生活保護制度(Fürsorgeeinrichtungen. 連邦弁護士法八九条二項二号及び三号)のためのものを含めて、要領基準上の義務である。

第一八条 弁護士相互間の原則的義務(Kollegialitätspflichten)

(1) 弁護士はお互いに信義に従つて行動しなければならない(Kollegial zu verhalten)。他の弁護士の正当な利益はこれを相応に斟酌しなければならぬ。

(2) 他の弁護士からの質問に遅滞なく答えること、それができないときにはその障害事由を通知する義務もこれに属する。

(3) 言葉と文字による他の弁護士個人に対する不当な攻撃は弁護士相互間の義務(Pflicht zur Kollegialität)に違反する。

第一九条 他の弁護士に対する措置

(1) 弁護士は、他の弁護士が要領基準上の義務に違反した行為をしていると考えるとき、当該弁護士に要領基準違反を摘示しなければならない。しかしながら、それは内々に(vertraulich)なされなければならない。

(2) 弁護士は自己の事件として他の弁護士に対して刑事告訴をなし又は民事訴訟を提起するに先立つて、弁護士会理事会在がこれに関与する(eingreifen)ことができるように弁護士会理事会在に通知しなければならぬ。

(3) 民事訴訟事件において、自己の事件として他の弁護士を訴えようとするとき、弁護士は裁判外の解決に努めなければならない。

(4) 弁護士は、他の弁護士に対して民事上、刑事上の方法で對抗することを委任されたとき、これに関して依頼人の利益が許す限りにおいて、当該弁護士に対して裁判外の解決の機会を与えなければならない。

第二〇条 弁護士相互間の訴訟

弁護士間のその他の訴訟に際し、関係人は和解を試みる義務を有する。この試みが不成功に終わつたとき、関係人は所属弁護士会理事会在に仲介を申し立てなければならない(連邦弁護士法七三条二項二号参照)。

第二一条 依頼人の利益と弁護士相互間の関係

他の弁護士への配慮(kollegiale Rücksichtnahme)と依頼人の利益とが相反するとき、当然に依頼人の利益を優先させなければならない。

第二二条 時間の厳守

期日においては弁護士は予め定められた、又は相手方弁護士と合意した時刻に正確に出頭しなければならない。弁護士は、期日又は相手方弁護士との合意を遵守できないことが予め明らかであると

き、遅滞なく相手方弁護士にこれを通知しなければならない。

### 第三三条 欠席判決

(1) 同一の地方裁判所管轄区域内の弁護士によつて代理される当事者に対して欠席判決を得ることは、予め適時にその旨が警告されていない限り許されない。

(2) 他の地方裁判所管轄区域からくる弁護士が期日の出頭を予告してきた場合も、同様である。

### 第二四条 相手方弁護士の無視

相手方弁護士の承諾なしに相手方と直接に関係をもつたり交渉したりすることは要領基準上の義務違反である。しかし、遅滞の危険があるときは、この原則は適用されない。但し、相手方弁護士にすみやかにこれを通知しなければならない。この場合、文書による照会に關しては謄本が相手方の弁護士に送付されなければならない。

### 第二五条 管轄の合意

(1) 法律と異なる土地管轄あるいは事物管轄を合意すべきときは、依頼人にあらかじめその意味と発生しうる効果を教示しなければならない。そして依頼人の同意をえなければならない。

(2) 法律と異なる事物管轄の合意は例外的場合に制限されなければならない。

### 第二六条 弁護士の交替的または追加的委任

(1) 依頼人が弁護士を替えようとするとき、新たに依頼された弁護士は前の委任関係が終了した旨の確信をもつたときにかぎりその委任を承諾することができる。

(2) 新たに委任をうけた弁護士は従前の弁護士に委任の承諾につき同意を求めなければならない。

(3) 弁護士により代理されている依頼人が、他の弁護士を追加してその弁護を委任するときは、他の弁護士はその委任を承諾する以前に既に委任されている弁護士に同意を求めなければならない。

(4) 依頼人が追加委任された弁護士をして、単に助言をなさしめようとするにとどまるときは、既に委任されている弁護士に通知する義務はない。

### 第二七条 弁護士から弁護士にする送達

弁護士から弁護士にする送達にあたり送達すべき書類を受領し、日付の記入された受領書を遅滞なく交付することは要領基準上の義務である。不適法な (nicht ordnungsgemäß) 送達にあたり、弁護士が必要な協力を拒むときは、差出人に対し遅滞なくその旨を伝えなければならない。

### 第二八条 共同の職務執行と弁護士共同事務所

(1) 弁護士間のパートナー制 (Sozialität) には共同の法律事務所が必要であり、原則として委任と報酬 (Entgelt) はこれを共同して受けなければならない。

(2) パートナー制によりあるいはその他の方法で共同の職務執行のために提携している弁護士にかぎり、共同の印刷物 (例えば便箋、委任状、印鑑、業務用看板を使用することができる)。

(3) パートナー制またはその他の方法で共同の職務執行のために提携している弁護士が、別々の裁判所で開業許可を与えられていると



き、書面には各弁護士の許可裁判所が明記されなければならない。  
(4) パートナー制またはその他の方法で共同の職務執行のために提携した弁護士間において、各パートナーが一定の肩書き、資格、職業の名称を有しているとき、これを印刷物、印鑑、営業標識に明示しなければならない。

(5) 複数の弁護士は、ひとつの共同事務所において連合する (zu einer Bürogemeinschaft zusammenschließen) ことができる。

## 第二九条 パートナー制の解消

(1) パートナー制の解消にあたり特別の定めがない限り、パートナーは各々の委任者に、いずれの弁護士が将来その係争中の事件を処理すべきかを照会しなければならない。これまでのパートナーが照会の方法について一致しないときは、その照会は共通の回状 (Rechtschreiben) によりなされなければならない。この種の回状につき、これまでのパートナーの諒解が成り立たず且つ弁護士会理事会の仲介の試みも失敗したとき、これまでの各パートナーは公平な内容の書簡を通して一方的に依頼人の裁定を求めることができる。

(2) 各パートナーはパートナー契約中の合意があつても、従前の依頼人をして自らに対し別の委任をさせるような誘引を目的とするすべての行為をなさない義務を負う。

## 第三〇条 他の職業に属する者との協力

弁護士は訴訟補助人 (Rechtsbeistand) として許可されていない弁理士、税理士、公認会計士 (Wirtschaftsprüfer) とはパートナー

を組んだり、または事務所を共同にすることができるが、その他の職業に属する者とは、それらを行うことができない。

## 第三一条 他の職務に属する者とのパートナー制

弁護士は他の職業に属する者とパートナーを組むときには次の事項に注意しなければならない。

1 弁護士は法律上弁護士だけが権限をもつ職務 (留保任務 - Vorbehaltspflicht) は弁護士だけがこれをなすことを保証しなければならない。その代理についても同様である。

2 各パートナーはそれぞれの要領基準の原則の適用をうけ、他のパートナーの要領基準の原則を尊重しなければならない。

3 弁護士は財産損害について (職務責任義務 - Berufshaftpflicht) 少くともパートナーの一人について最低額として規定されている額をもつて保険をかけなければならない。最低額が異なるときはそのうちの最高額を基準とする。

## 第三二条 共通の職務執行及び事務所を共同にする際の活動の禁止

(1) 法律 (連邦弁護士法四五条、四六条又は要領基準 (例えば三四条、四六条参照)) が弁護士に活動を禁止しているとき、この禁止は、当該弁護士のパートナーである弁護士又はその他の方法で共同の職務の執行若しくは事務所の共同により提携した弁護士についても適用される。

(2) この種の共同の終了後も、かつて提携した弁護士は委任を受け以前に自らがかつてのパートナーの人格に由来する活動の禁止が

委任の障害になるか否かを誠実に審査しなければならない。

### 第三三条 司法修習生の教育

(1) 弁護士は実務修習 (Vorbereitungsdienst) のためその下で勤務する司法修習生に弁護士の職務を教え (unterweisen) 指示し (anleiten) 実務的作業の機会を与えなければならない (連邦弁護士法五十九条一項)。

(2) 弁護士は司法修習生に弁護士要領基準の基礎をも教えなければならない。

(3) 弁護士は司法修習生の実際の成果に応じた成績を遅滞なくつづける義務を負う。

## IV 権利追求者に対する態容

### 第三四条 委任の引受けと終了

(1) 弁護士は委任を引受けるか否かの自由を有する。但し法律が引受けを禁止し (連邦弁護士法四五条参照)、あるいは命じている (連邦弁護士法四八条、四九条参照) ときはこの限りではない。

(2) 弁護士が受任する意思のないときは、弁護士は拒否を遅滞なく表示しなければならない (連邦弁護士法四四条一文参照)。

(3) パートナー制その他の方法で共同の職務執行のために提携した弁護士及び弁護士事務所との共同に際しては、禁止はその共同する他のパートナーに対しても適用される。パートナー制にあつては、これはその終了後も適用される。

(4) 弁護士は委任を不当な時期に解約告知することができない。但

西独の「弁護士要領基準」(弁護士倫理) について

し、止むを得ない事情があるときはこの限りではない。

(5) 弁護士が事件の終結前に委任を解約告知するときは、弁護士はなおその委任者が損害を蒙る可能性のないような措置をとる義務を負う。

### 第三五条 代理の内容

書面による代理にあつては、その法的内容と異なる委任関係の変更を留保することはできない。

### 第三六条 記録の作成

弁護士は手持記録を作成 (Anlegen) しなければならない。手持記録は弁護士によって行われた活動内容を示すべきものである。単なる相談又は情報の提供にあつては、弁護士は自らの利益のために少くともメモ記録 (Aktennotiz) を作成しなければならない。

### 第三七条 手持記録の留置権 (Zurückbehaltungsrecht)

手持記録のうち、その留置が依頼人に不当に高額で且つ弁護士の正当な利益を評価しても正当とされない不利益を与えるものと思われる構成部分について、留置権 (連邦弁護士法五〇条一項、民法二七三条参照) を行使することはできない。

### 第三八条 手持記録の破棄

弁護士が自らこれ以上保存しなくてよい手持記録 (例えば連邦弁護士法や租税通則法 (Abgabenordnung) に基いて) を破棄しようとするとき、弁護士は権限のない者にこの記録の内容が知れないように配慮しなければならない。

### 第三九条 依頼人への報告

弁護士は依頼人とその事件のすべての重要な措置と経過について遅滞なく報告しなければならない。特に弁護士が受領し又は発送したすべての重要な書類につき依頼人に通知しなければならない。弁護士は依頼人の照会に対し直ちに答えなければならない。

第四〇条 職務上の独立の維持

(1) 弁護士はその職務上の独立を危くすることのありうる拘束をうけることは許されない。

(2) とりわけ継続的雇用関係又は類似の業務の関係においてその業務時間と労働力の多くを依頼人に向けなければならない弁護士は、この点に注意しなければならない。その使用者の文書取引(Schriftverkehr)において弁護士は弁護士という職業名称、顧問 弁護士(Syndikusanwalt) 又はその弁護士の身分を示すべき同種の名称を用いてはならない。弁護士は使用者のために法廷で又は仲裁裁判所で弁護士の資格において活動してはならない(連邦弁護士法四六条)。その使用者と提携した事業からの委任についても同じである。

(3) パートナー制又はその他の方法で共同の職務執行のために提携した弁護士にあつては、これらの障害事由は他のパートナーにも適用される。

第四一条 依頼人のための支出

弁護士は依頼人のために委任関係と関連している相当な費用を支出することができる(例、接待費—Bewirtungsgespen—)。

第四二条 守秘義務 (Verschwiegenheitspflicht)

(1) 守秘義務は、法的守秘義務(刑法二〇三条)のほか、法律が又は

判例上発展せしめられた原則が、例外を許さない限り、弁護士にその職務執行にあたり開示され、又はその職務執行にあたり知られたすべての事項に及ぶ。

(2) 前記二つの義務は、他の弁護士や家族の者に対して、及び当該事実をすでに他の側から伝達されている者に対しても、委任状態の終了後も存在する。

(3) 弁護士はその協力者及び使用人をして、これらの原則を遵守させなければならない。

第四三条 依頼人との信頼関係

弁護士と依頼人との間の関係は信頼関係に基づくものである。それゆえこの信頼関係が成立しえない全ての場合に委任の引受は認められない。委任の存続についても原則としてこれに準ずる。

第四四条 受託者 (Treuhänder) としての義務

受託者として弁護士は特別な注意を尽くさなければならないし、且つ自ら受託関係のすべての関係者に対して義務を負う旨に配慮しなければならない。その場合、依頼人のこれに反する特別利益が配慮されてはならない。

第四五条 受託者に交付された書類

弁護士は信頼して委ねられた証書及び記録を処分権限を有する者の同意なしにその依頼人又は第三者に引渡すことはできない。弁護士はこの証書又は記録の閲覧を注意深く監視しなければならない。

第四六条 相対立する諸利益

(1) 弁護士自身、弁護士とパートナーを組み又はその他の方法で共

通の職務執行のため提携した弁護士、及び共同事務所のパートナーが、同一の法律事件において既に利益の対立状況の中で、いかなる資格においてかは別として、他の当事者に助言を与え相手方を代理した場合には弁護士は活動してはならない（連邦弁護士法四五条二号、刑法三五六条参照）。これは、使用人たる又は自由な法律家たる協力者による相談がなされた場合も同じである。その行動が可罰的ではないにしても、それは、例えば過失による場合、要領基準違反になることがある。

(2) 破産管財人として、和議管財人として、遺産管理人として又はこれらに類似の職務において活動している弁護士は、その任務の終了後で彼によつて管理された財産の主体を相手方として活動してはならない。但し、弁護士がその前記諸資格において既に関与した種類の事件が問題であるときに限る。

(3) 弁護士は相対立する諸利益を代理する外観を避けなければならない。

#### 第四十七条 金銭の受渡 (Geldverkehr)

(1) 弁護士に委ねられた他人の財産価値の取り扱いにあたり、最も慎重であることが弁護士の信頼的地位のために不可欠の要件である。単なる外観上の怠慢 (Ussigkeit) でさえも避けなければならない。

(2) 他人の金銭は遅滞なく権利者にこれを引渡さなければならぬ。さもなければ特段の合意のない限り他人の金銭は他人用の口座 (Anderkonto) にこれを振り込まなければならない。

西独の「弁護士要領基準」(弁護士倫理) についで

(3) その他の他人の財産価値、特に有価証券及びその他の金銭的価値を有する証書は、これらを自己の財産と混同してはならない。

(4) 委任の終了後、弁護士は遅滞なく且つ適法に清算 (abrechnen) をしなければならない。

(5) 弁護士は他人の金銭が目的により拘束されている限り、他人の金銭を、費用請求権の清算 (zur Deckung eigener Kostenforderung) のために、転用してはならない。弁護士は引受けた扶養金額についてはそれが権利者の相当な生計に必要な範囲 (den angemessenen Unterhaltsbedarf) を明らかに超過している部分についてのみ自己の費用請求権につき清算することができる。

#### 第四十八条 財産損害填補義務保険 (Vermögensschadenhaftpflichtversicherung)

第三条の規定に拘らず、自己及びその協力者のために相当金額の財産損害填補義務保険を維持することは弁護士の要領基準上の義務である。保険金額は原則として最低一〇〇、〇〇〇ドイツマルクが相当であると解されるべきである。

#### 第四十九条 責任制限

(1) 職務上の手落ち (Berufsvorsehen) に対し弁護士の責任を完全に免除する合意は、例えば外国法の適用におけるごとく、例外事項についてのみ許される。

(2) 契約による責任制限は、五〇、〇〇〇ドイツマルクの危険を超える損害が問題となるときに限り許される。特別の場合にはこれを超える責任制限が許される。

六三 (一〇三九)

- (3) 責任免除と責任制限は書面により合意されなければならない  
(この点については、三五条参照)。

## V 手数料 (Gebühren)

### 第五〇条 手数料の算定に関する原則

弁護士がその職務上の活動に対する報酬の算定をなすにあたり、  
弁護士は原則として法律の規定を遵守しなければならない。

### 第五一条 手数料の変則的算定 (Abweichende Gebührenbestimmung)

(1) 連邦弁護士手数料法によつて定められたもの以下の手数料や立替金 (Auslagen) の合意ないし請求はこれを許さない。この禁止は原則的に日当、旅費、宿泊費並びに不在手当 (Abwesenheitsgelde) の放棄にも適用される。但しそれらが勝訴に際して、補償に値するものであるときに限る。

(2) 弁護士会の資格ある代表者と関係経済グループ間の協定が予め一定報酬額 (Pauschalhonorare) を定めている場合、その協定を基礎として減額することは、要領基準違反にならない。

(3) 例外的に、例えば依頼人の困窮など具体的事例における特殊事情を、弁護士は委任の終了後であっても手数料又は費用の減額又は免除を通じて斟酌することができる。しかし、不適法な宣伝 (Werbung) という外観を避けるよう配慮しなければならない。

(4) 法律が規定するものよりも高い報酬 (Vergütung) を合意することは許される (連邦弁護士法三条参照)。しかしながらその際依頼人

に対し、合意された金額が法律の規定と異なることを明示しなければならない。

(5) 弁護士、弁護士の未亡人、協力者の事件でこれらの者を代理するに際し、弁護士はその手数料を放棄することができる。

(6) 権利実行事件 (Betreibungssachen) における手数料の算定に關しては附録の1及び2を参照せよ。

### 第五二条 成功報酬及び利益の割合報酬 (quota litis)

(1) 報酬額を事件の結果又は弁護士活動のその他の成果に係らしめる旨の合意は許されない。

(2) この種の合意は例外的な場合に限り要領基準上適法でありうる。しかし、この種の合意をなすにあたり、弁護士はこれによつてその独立の地位を失う危険を冒すものではないか否かを特段の注意と誠実性をもつて調査しなければならない。

(3) 弁護士は勝訴した額の一部を謝礼とする旨を予め約定すること (quota litis) は許さない。

### 第五三条 一括報酬等 (Pauschalvergütung)

(1) 継続中の相談活動 (Beratungstätigkeit) に対する一括報酬を依頼人との間で合意することは要領基準上適法である。この一括報酬等は弁護士の給付に相応する関係のものでなければならない。

(2) 訴訟の遂行や強制執行にあたっては、弁護士は附録1及び2の例外を除いて連邦弁護士手数料法の金額を請求しなければならない。

(3) 依頼人が連合体 (Verband) 又は団体 (Verein) であるときは、相談内容がこの組織の専門領域の問題に關連する限り、この組織の

構成員の相談についても一括報酬等を合意することができる。

#### 第五四条 手数料の取立て

- (1) 依頼人から手数料又は立替金を取立てるにあたり、弁護士は地位の尊厳を傷つけないようにしなければならない。金銭の受渡しに関する規定（四七条五項）が適用される。
- (2) 取立てにあたつて過度に多額の費用が必要であるときは、少額の手数料及び立替金を取立てることが要領基準上疑問になることがありうる。
- (3) 取立ての目的をもつて、弁護士でない第三者に費用請求権を譲渡することや債権取立事務所（Inkassobüro）に取立てを依頼することは許されない。

#### 第五五条 手数料分割（Gebührenteilung）

- (1) 手数料分割のすべての形式は要領基準違反である。しかし、同一裁判所において（弁護士法一八条）許可された数人の弁護士であつて一つの委任を共同して取り扱うものが一回に限り手数料を徴収し分割することは要領基準違反ではない。
- (2) 委任の仲介に対する手数料の一部の交付又はその他の利益の保証をなすことは、弁護士に対するか又はその他の人に対するかは別にして要領基準違反である。この種の合意も要領基準違反である。
- (3) 委任の実行に対し公証人から手数料の一部の支払いを要求し受領することは許されない。

#### 第五六条 手数料債権の確保

- (1) 弁護士が前払の代りにその手数料債権のために相当な他の保全

西独の「弁護士要領基準」（弁護士倫理）について

方法を例外的に合意することは要領基準上適法である。しかし弁護士は合意が法的に適法でありかつ依頼人の経済的行動の自由を不当に制約しないように注意しなければならない。

- (2) 手数料債権支払いのために有価物（Sachwerte）を受け取るについては特別の注意を必要とする。書面により合意することが望ましい。弁護士は受け取つた有価物を過小に評価してはならない。

#### VI 無資力者事件と義務的弁護

##### 第五七条 注意義務の程度

弁護士はその他の委任を処理する場合に用いるのと同等の注意義務を無資力者事件の取扱い及び義務的弁護をなすにつき払わなければならない。

##### 第五八条 付添いをしない場合（Nichtbeordnung）の報酬

- (1) 付添い事件につき無資力者弁護士として当事者を代理すべき旨を表示した弁護士は、代理の引受けにあたり、救助申立ての費用及び付き添いが裁判所により拒否されたかぎりで発生する費用について当該当事者に教示しなければならない。
- (2) 無資力者弁護士が無資力者事件の当事者のために自己が付添つた訴訟手続外で活動する場合も同じである。

##### 第五九条 無資力者事件における報酬債権と報酬約束

- (1) 弁護士が、救助権の申立てに関連して又はその付添い後に、当事者から、その種類を問わず支払又は物の給付、特に無資力者弁護士手数料と完全手数料（den vollen Gebühren）との差額を請求する

ことは、要領基準違反になる。但し、救助権手続の報酬及び弁護士が当事者の明示的要求に基づいて支出したが、しかし国庫が弁護士に補償しない立替金はこのかぎりではない。

(2) 当事者が自ら給付すべき義務のないことを知りながら、自ら任意に給付を約束する旨明示的に表示するときも同じである。

#### 第六〇条 無資力者事件における第三者の報酬約束

無資力者当事者が支払い又は給付の義務を負わない旨の事実を知りながら、支払約束又は給付約束をなすことは第三者との間で許される。しかし、無資力者事件に付添った弁護士は、この種の約束を求めてはならない。

#### 第六一条 無資力者事件における任意給付

無資力当事者又は第三者が義務の存しない事実を知らず任意に提供又は実行する支払い又はその他の給付を受領することは許される。

#### 第六二条 費用の追加請求及び訴訟記録の留置

弁護士が、その支払いを一時免除されている費用を、民事訴訟法一二五条、一二六条による決定がなされる以前に、無資力当事者に追加請求することは、要領基準違反である。この時点以前に、弁護士は手続記録をも留置することはできない。

#### 第六三条 付添い前に生じた費用

救助権が訴訟の係属中に認められたときは、無資力者弁護士は付添ったかぎり、付添いに先立つて生じた手数料及び立替金につきその依頼人に対し裁判上請求すること又は無資力者弁護士としてのそ

の後の活動をこの費用の支払いにかからしめることは、要領基準違反である。

#### 第六四条 義務的弁護における報酬

(1) 義務的弁護士は報酬 (Honorar) を合意し、及び付随的報酬を受領する (die Annahme zusätzlicher Vergütungen) ことが許される。しかしながら、弁護士は義務的弁護人としてのその活動を報酬 (Honorar) の合意又は支払いにかからしめることができない。

(2) 弁護士は、連邦弁護士法一〇〇条二項による決定がなされる以前に、選ばれた弁護人の手数料の支払いを、依頼人に請求することができない。

### VII 刑事事件の特殊性

#### 第六五条 未決勾留者 (Untersuchungsgefangenen) 及び囚人

(Strafgefangenen) への接見交通

(1) 未決勾留者及び囚人との接見交通特権 (Vorrechte für Verkehr) が弁護人に認められる。したがって、弁護士はこの接見交通を規律する規定を遵守する義務を要領基準上負っている。弁護士は、その弁護人としての職務の執行にあたり、特に口頭又は書面による通知にあたり、捜査及び刑罰の目的を危くすることは許されない。

(2) 弁護人は特に未決勾留者又は囚人に対して、管轄官庁の許可なくして何らかの物を交付し又はこれらの者から受領する権限を有しない。このことは特に食料品及び嗜好品又は読物の交付につき適用される。被拘束者自身が以前に弁護人に交付した文書、又は例えば

起訴状や弁護人の提出した書面の謄本等刑事訴訟手続に直接関係ある文書は除外される。また開封されており且つもつばら刑事訴訟手続に關して弁護人の報告に資するか又は委任関係例えは手数料の合意あるいは手数料の確保に關する被拘束者の文書も除外される。

#### 第六六条 弁護士の担保の提供

(1) 弁護士は原則として自己の依頼人に自由剝奪を免れさせるため又は賠償金、訴訟費用、若しくは原状回復の給付 (Wiedergutmachungsleistungen) を保証するために、その種類を問わず、自己の財産をもつて担保を提供することができない。

(2) 他の即時の担保提供又は賠償金、原状回復又は費用弁済が不可能であり (例えば裁判所会計課の終了又は即座に引き渡せる財産の不足)、弁護士が給付のときに完全な対価をもつて保証されているか、又は弁護士が僅かの金額を誠実かつ支払能力のある者として知られている依頼人のために立替払いし、あるいは保証するときはかかる禁止の例外が許される。

#### 第六七条 記録の内容及び記録の抜粋 (Aktensatzung)

弁護士は刑事事件において記録の謄本及びコピーの作成、記録内容の公示、記録及び記録の抜粋の交付、記録閲覧権の制限のために刑事訴訟手続の目的を考慮して第一三条から第一六条の原則を特に尊重しなければならない。

#### 第六八条 弁護

(1) 弁護士は弁護人として真実義務に服する。弁護士は真実を誤らせる詭託方法を利用してはならない。この限界内で、被告人につき

刑事訴訟法により許される証明に基づいてのみ判決することに配慮することが弁護士の使命である。

(2) 行為を否定し又はその責任を否定している被告人の責任を、その自由若しくはその他の方法で知り又は経験した弁護士が、それにも拘らず弁護を実行しようとするとき、この良心的判断に基づいて弁護士は第一項の義務を遵守しなければならない。

### Ⅷ 実 務

#### 第六九条 実務の公告 (Bekanntgabe)

(1) 事務所の開設及びその移転、他の裁判所における移転又は追加的許可、実務の引受け (die Übernahme einer Praxis)、公証人への任命 (Ernennung)、専門弁護士 (Fachanwalt) としての承認、又は公認会計士若しくは税理士への任用 (Bestellung)、外部での相談日及び出張所の開設は、これらを新聞に掲載することができる。パートナー制の発足及び解除により生じる異動についても同じである。公告は過度の且つ目立つ形式によることはできないし、弁護士が活動する裁判所の管轄区域の弁護士の専門誌及び日刊新聞に一回乃至二回に限りこれを掲載することができる。

(2) 弁護士はまた回状 (Rundschreiben) で異動を公告することができる。回状は弁護士、許可をした裁判所の管轄区域の公証人及び既に職務上の連携関係にある他の弁護士、公証人、公認会計士、税理士並びに訴訟依頼人に宛てることができる。

#### 第七〇条 業務用看板 (Praxischilder)



(1) 弁護士の看板はその事務所が設置された家屋の外壁又は廊下に限りこれを掲げることができる。例外的扱いは弁護士会理事会の許可を必要とする。

(2) 事務所の移転に際して二年間旧事務所のあつた家屋に転居に関する掲示を取りつけておくことができる。パートナー関係から独立した弁護士も同様の権限を有する。

(3) 看板の大きさ、様式、種類、数につき一切の広告性 (Reklamehart) を避けなければならない。

### 第七一条 引退弁護士の氏名の取扱

死亡又は休業中の弁護士の氏名は、これを便箋及び事務所の看板に五年間残すことができる。その引退 (Ausscheiden) はこれを相当の方法をもつて公告しなければならない。

### 第七二条 弁護士の印刷物

弁護士は便箋、その他の印刷物及び印鑑に一切の過度で且つ目立つ形式を避けなければならない。電報又はテレタイプの名宛についても同じである。

### 第七三条 名簿

(1) 弁護士は名簿 (Adressbuch)、業務日誌 (Geschäftskalender)、雑誌又はこれに類似の目録 (Verzeichnisse) にその氏名が掲載されることに協力することはできない。

(2) 弁護士は特に対価の支払い、注文の取消、あるいは同様の反対給付にこの種の手続をかからしめることはできない。将来出版をしないよう努めなければならない。

(3) 印刷又はその他の方法ですべての弁護士の氏名又は住所を完全に収録する目録及び紹介書 (Verzeichnisse und Werke) にしても同じである。

(4) 許されない宣伝の外観が避けられるならば、もつぱら国際的取引に有益な(弁護士の)選抜名簿の作成にあつての弁護士の協力は要領基準違反にならない。

### 第七四条 団体の広報 (Vereinspresse)

あらゆる宣伝に該当しない場合、弁護士は弁護士団体の広報に自己の氏名を掲載してもよい。

### 第七五条 依頼人を募る代理権 (Stapelvollmacht)

不特定の依頼人を募るための代理証書 (Vollmachtsformular) を他人に委ねたり又はその利用を受忍することはできない。それは弁護士の名刺、その他の印刷物についても同じである。

### 第七六条 専門弁護士という名称

連邦弁護士会が定めた特別領域に関して、且つ管轄弁護士会が当該名称の使用を許したときに限り、弁護士は「……の専門弁護士」という名称を使用することができる。

### 第七七条 計理部門 (Buchstelle)

弁護士がその事務所内に計理部門を設置して維持することは要領基準違反ではない。

### 第七八条 学位、官職及び職業表示、資格

(1) 弁護士はその職務執行にあたり、その職業上取得した肩書を使用することができる。更にドイツの官庁により与えられた教授資

格、公証人という官職の表示及びドイツの総合大学又は単科大学で実施された試験に合格して得られた学位、公認会計士や税理士という表示、更に名誉博士 („Doktor ehrenhalber“ (Dr. h. c.)) の名称を使用することができる。

(2) 同時に「税理士」と「租税法の専門弁護士」とを表示することは許されない。

(3) 外国の学位及び外国で授与された教授資格は、ドイツの法律の規定に基づいて必要とされる許可を与えられたとき弁護士業務の執行にあたりこれを使用することができる。

(4) 弁護士が許可地居住義務を免除され、外国に居住する間は、その印刷物に国内の住所と並んで外国の住所及び弁護士の職業表示と同じ価値を有し、外国で正当に用いられた職業表示を用いることができる。

#### 第七九条 出張所及び相談日

(1) 弁護士は州司法省の許可があるときに限り出張所を設けることができる (連邦弁護士法二八条一項)。

(2) 出張所の業務執行につき職務執行の一般原則を適用する。弁護士は特に出張所についても完全な責任を負い、且つ権利追求者が出張所において弁護士本人を (persönlich) 活用できなければならぬ。

(3) 第一項及び第二項は出張所の地区外 (Außerhalb des Ortes der Niederlassung) における相談日の開設についても適用される。相談室及び広告 (Ankündigung) の形式は弁護士の尊厳に適用ものでなければならぬ。

西独の「弁護士要領基準」(弁護士倫理)について

#### 第八〇条 事件の引受け (Praxisübernahme)

(1) 事件の有償による引受けは許される。

(2) 事件引受 (Praxisübernahme) の条件は相当なものでなければならぬ。

(3) 契約はその締結前に実務が執行される地区の弁護士会の理事会に要領基準上の問題があるか否か調査のために、これを提出しなければならぬ。

#### 第八一条 法律家たる協力者

弁護士が他の弁護士あるいはその他の法律家を雇用し又はフリーの協力者として働かせる場合には、当該協力者にふさわしい契約条件を与えなければならぬ。

#### 第八二条 法律家たる協力者の独立

(1) 弁護士事務所は法律家たる協力者であつて弁護士として独立している者は、従来の弁護士事務所においてその者が知りあつた依頼人をして自らに委任させるようにすることは許されない。

(2) 他の弁護士事務所に移籍する際も同じである。

#### 第八三条 協力者の責任

(1) 弁護士は自己の事務所の業務に対して責任を負う。弁護士は協力者が彼に禁じている措置をなさないように注意しなければならぬ。

(2) 弁護士が費用事件 (Kostengebühren) の処理を協力者に委託するときにも、弁護士は費用の計算につき責任を負う。

#### 第八四条 訴訟補助人 (Rechtsbeistanden) 又は許可済訴訟補助

六九 (一〇四五)

人 (Prozessagenten) の従業禁止

訴訟補助人又は許可済訴訟補助人が弁護士事務所において業務に従事することは許されない。

#### 第八五条 事務所からの通知

弁護士は、職務とした事件において、例えば、内容の説める郵便葉書、又は電話通話による等事務所からの通知の方式によつて、その依頼人又は相手方をも含むその他の者の利益が避けがたいものとして侵害されることのないよう注意しなければならない。

#### 第八六条 経済的独立

- (1) 弁護士は、その協力者に対して職務執行上完全な自由を保持し、協力者へのいつさいの経済的依存を避けなければならない。
- (2) 非法律家たる協力者のいつさいの間接又は直接の財政的関与は許されない。

#### 第八七条 弁護士補助員 (Rechtsanwaltsgehilfe) の養成

- (1) 弁護士は補助員候補 (Auszubildende) がその養成期間中完全な補助員に (zum vollwertigen Gehilfen) 教育されるようつとめなければならない。

- (2) 弁護士は補助員候補をしかるべき学校特に専門学校 (Fachschule) 並びに補助員候補の教育のために設置された教育課程に通学させ、且つ補助員候補にそのための時間を与えなければならない。
- (3) 弁護士は補助員候補が受験を適時に申請できるように配慮しなければならない。

#### 第八八条 引き抜き (Abwerbung)

弁護士のすべての種類の協力者の引き抜きは要領基準違反である。

#### 第八九条 (削除)

#### 第九〇条 債権取立事務所 (Inkassobüro)

- (1) 弁護士が債権取立事務所と職業上取引関係に立つことは許される (付録 2 参照)。
- (2) 第五四条第三項は影響されない。

#### 付録 1

継続的依頼人及び外国弁護士のための、権利実行事件 (Beitreibungsachen) における手数料計算原則

権利実行事件において、弁護士は継続的依頼人及び外国弁護士と、以下の原則により法定手数料以下の手数料を合意することができる。

- 1 争訟的弁論なしにされる裁判外の督促事件 (Mahnsachen) 並びに裁判上の督促手続、訴訟手続、又は執行手続は権利実行事件である。

裁判所が弁護士の認可地域の範囲において管轄権を有するすべての事件を自らの継続的弁護士又は複数の弁護士に委ねるべき義務を負う者は継続的依頼人である。

物権的請求権の主張及び不動産に対する強制執行は権利実行事件に含まれない。

- 2 権利実行事件において、債権が取立てられなかつたとき、弁

護士は法定手数料を依頼人に対して請求しない。債権の取立てが一部にとどまるとき、取立額は第一に発生した法定手数料の弁済に充当される。

3 依頼人は、費用の取立てにあたり立替金を債権者から取立てることができないときも、郵便料金、電話料、裁判所費用 (Gerichtsgebühren) 執行官手数料並びに要求された謄本の作成立替金 (Schriftauslagen) 等のための弁護士による現金立替金につき補償しなければならない。

4 権利実行の試みが奏功しないとき、依頼人は弁護士に弁護士のその他の一般費用に充当するために報酬等 (Vergütung) を支払わなければならない。法定手数料が下まわらないかぎり、第五一条第二項による合意が最低補償の基準になる。

5 権利実行事件において、弁護士はその手数料の予納を請求しない。

6 依頼人の委任が重大な理由なく取下げられるとき、未完結の事件につき法定手数料を支払わなければならない。

7 弁護士は前記の諸原則により権利実行事件を自ら受件した依頼人の名簿を備え置かなければならない。右名簿はその求めがあるとき弁護士会理事會に閲覧のため提出されなければならない。

## 付録 2

認可済みの債権取立事務所 (Inkassobüro) と協同した場合の権利実行事件における手数料計算原則

西独の「弁護士要領基準」(弁護士倫理)について

1 弁護士は、債権を費用を越えて取立てられなかったとき、債権取立事務所及び依頼人に対して法定の弁護士手数料を請求しない。

2 郵便料、電話料、裁判所費用、執行官手数料並びに要求された謄本の作成立替金等のための弁護士の現金立替金は、それらを費用の取立てにあたり債権者から取立てることができないときにも、債権取立事務所がこれを補償しなければならない。

3 権利実行の試みが不奏功に終るとき又は強制執行の不奏功が明らかに予測されるとき、債権取立事務所は自らの他の一般費用に充当するために (Zur Deckung seiner sonstigen allgemeinen Unkosten) 弁護士に補償を支払わなければならない。法定手数料が下まわらないかぎり第五一条第二項による合意が最低補償の基準になる。

4 債権の取立てが一部に限られるとき、取立てられた額は第一に、発生せる法定手数料の充当に用いられる。

5 弁護士は、債権取立事務所からも依頼人からもその手数料の予納を請求しない。

6 委任が強制執行による終了前に取下げられるときは、法定手数料はこれを支払わなければならない。同じ弁護士が後に強制執行の再度の実施を委任され且つこの強制執行の全部又は一部が不奏功であるとき、終局的計算にあたり第一号乃至第四号を適用する。